

令和 7 年度地方独立行政法人西都児湯医療センターにおける
障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 7 月 1 日策定

第1条 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の経済的な基盤を確立し、自立促進に資することを目的として、障害者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

第2条 適用範囲

地方独立行政法人西都児湯医療センター内の全ての部局が発注する物品等に適用する。

第3条 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- ア) 障害者支援施設
- イ) 地域活動支援センター
- ウ) 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)を行う施設
- エ) 小規模作業所(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設)
- オ) 特例子会社(法施行令(平成 25 年政令第 22 号)第 1 条第 1 号に定める事業所)
- カ) 重度障害者多数雇用事業所(法施行令第 1 条第 2 号に定める事業所)
- キ) 在宅就業障害者
- ク) 在宅就業支援団体

第4条 調達物品等

特に分野を定めることなく、調達に努める。

第5条 調達目標

物品の調達について、第 3 条に記載されている障害者就労施設等の活用の推進に努める。

第6条 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品や役務を法人内で検討する。
- (2) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方独立行政法人西都児湯医療センター契約規程(平成 28 年病院規程第)第 21 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、障害者就労施設等との随意契約の活用を検討する。

第7条 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、当センターホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後実績を取りまとめ、公表するものとする。

第 8 条 その他

この調達方針に関する担当窓口は、事務局庶務課とする。